別表五㈠の表中「事業税」を「法人事業税及び特別」に、「事業税（19の③）」を「事業税及び特別法人事業税（19の③）」に改め、同表の記載要領第二号を削る。

別表五の二㈠の表中「事業税」を「法人事業税及び特別」に、「事業税」を「事業税及び特別法人事業税」に改める。

別表五の二㈠付表の表中「事業税」を「法人事業税及び特別」に、「事業税」を「事業税及び特別法人事業税」に改め、同表の記載要領第二号を削り、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とする。

別表六㈠の表中「当期の法人税額（別表一「４」－別表六(五の二)「５の③」－別表十七(三の十二)「１」）（マイナスの場合は０）」を「当期の法人税額（別表一「４」－別表六(五の二)「５の③」－別表十七(三の六)「１」）（マイナスの場合は０）」に改める。

別表六㈠付表二の表中「国外事業所等に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高」を「国外事業所等に帰せられる有利子負債その他資金の調達に係る負債の帳簿価額の平均残高」に改め、同表の記載要領第五号中「「国外事業所等に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高　⑭」」を「「国外事業所等に帰せられる有利子負債その他資金の調達に係る負債の帳簿価額の平均残高　⑭」」に改める。

別表六㈠の二㈠の表中「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四)「29」＋別表六(四の二)「17」）」を「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四)「29」＋別表六(四の二)「25」）」に、「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表六(四)「30」＋別表六(四の二)「18」）」を「控除対象外国法人税額（別表六(四)「30」＋別表六(四の二)「26」）」に、「特定外国子会社等又は外国関係会社に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表十七(三の三)「18」＋別表十七(三の十一)「37」）」を「外国関係会社に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（別表十七(三の五)「37」）」に、「特定外国子会社等又は外国関係会社に係る減額分（別表十七(三の三)「17」＋別表十七(三の十一)「36」）」を「外国関係会社に係る減額分（別表十七(三の五)「36」）」に改める。